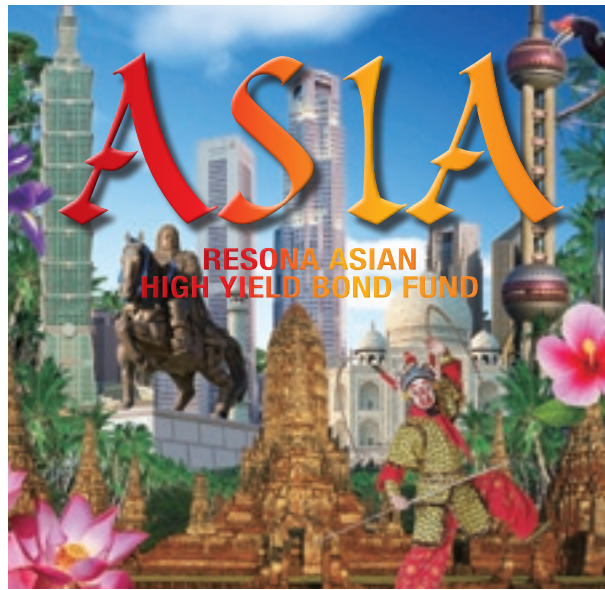


りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド

りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース
 りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース
 りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース
 りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース

投資信託説明書(交付目論見書)

追加型投信／海外／債券



ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

- 電話番号：03-5290-3519 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)
- ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
 設立年月日:1986年2月25日
 資本金:1,550百万円(2011年6月末現在)
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 232,396百万円(2011年6月末現在)
 損保ジャパンアセットマネジメント株式会社は、2010年10月1日付でゼストアセットマネジメント株式会社と合併し、商号を損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社へ変更いたしました。

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]
 株式会社りそな銀行

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年8月12日に関東財務局長に提出しております。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの名称について

ファンドの名称について、以下の略称にて表記することがあります。

ファンドの名称	略称
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド アジア通貨コース	アジア通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 高金利通貨コース	高金利通貨コース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド ブラジルリアルコース	ブラジルリアルコース
りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド 日本円コース	日本円コース

(以下、上記を総称して「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」または総称してあるいは個別に「ファンド」ということがあります。)

商品分類及び属性区分

商品分類				属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
アジア通貨コース、 高金利通貨コース、 ブラジルリアル コース	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券(債券 社債(低格付債)))	年12回 (毎月)	アジア	ファンドオブ・ ファンズ	なし
日本円コース								あり (フルヘッジ)

商品分類及び属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

各ファンドは、投資信託証券を通じてインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目指します。

ファンドの特色

1 主として日本を除くアジア(オセアニアを含む)^{※1}のハイ・イールド債券(米ドル建て等)^{※2}を実質的な主要投資対象とし、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

■各ファンド(4コースを総称して「各ファンド」)は、DBSアセットマネジメントが運用する投資信託証券「DBSAM Investment Series-DBSAMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」、および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「マネープールマザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

■原則として、「DBSAM Investment Series-DBSAMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」への投資比率を高位に保ちます。

※1「中国・香港・インドネシア・インド・韓国・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・台湾・オーストラリア等」が主な投資対象国となります。

※2ハイ・イールド債券とは、格付機関によってBB格以下に格付される債券を表します。信用力が低いため、その見返りとして高い利回りとなる傾向があります。

DBSアセットマネジメントについて

- シンガポールを本拠地とするDBSアセットマネジメントは、シンガポール及び東南アジアにおいて約30年間の資産運用実績を持っています。
- 運用資産は、約144.1億シンガポールドル(約9,455億円)
- DBSAMグループ全体で約282.0億シンガポールドル(約1兆8,504億円)の資産を運用しています。(2011年5月末現在)

※各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

2 「りそなアジア・ハイ・イールド債券ファンド」は、為替ヘッジ手法の異なる4コース(アジア通貨コース^{※1}、高金利通貨コース^{※2}、ブラジルリアルコース、日本円コース)から構成されています。

※1アジア通貨(設定当初は、インドルピー、インドネシアルピア、オーストラリアドルの3カ国の通貨で原則均等配分^{※3})に為替ヘッジを行います。

※2高金利通貨(設定当初は、ブラジルリアル、トルコリラ、南アフリカランドの3カ国の通貨で原則均等配分^{※3})に為替ヘッジを行います。

※3アジア通貨コース及び高金利通貨コースの通貨構成に関しては、投資候補となる通貨の流動性・金利状況などを総合的に勘案して、定期的に見直しを行います。なお、投資候補となる通貨は以下の通りです。以下は設定当初におけるものであり、今後変更となる可能性があります。

■アジア通貨コース:インドルピー、インドネシアルピア、フィリピンペソ、韓国ウォン、マレーシアリング、オーストラリアドル

■高金利通貨コース:ブラジルリアル、メキシコペソ、トルコリラ、ハンガリーフォリント、ポーランドズロチ、カナダドル、オーストラリアドル、南アフリカランド

3 原則、毎月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益の分配を行います。

■将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

■初回決算日は、2011年11月10日(木)となります。

追加的記載事項

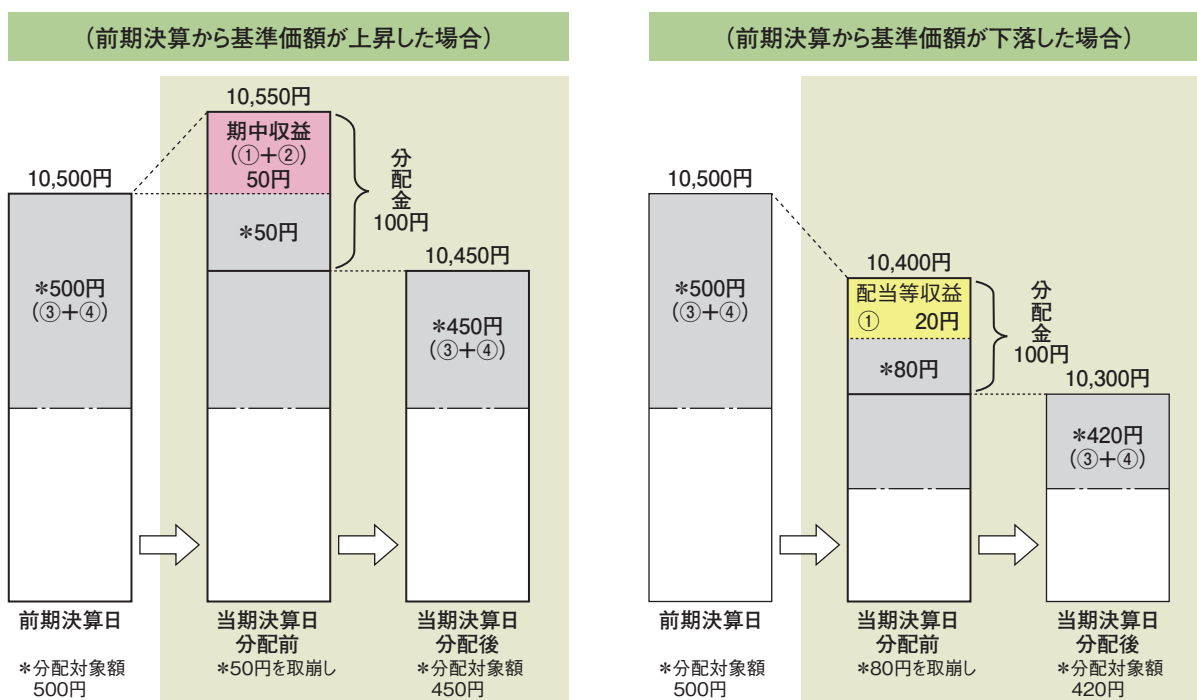
《収益分配金に関する留意事項》

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

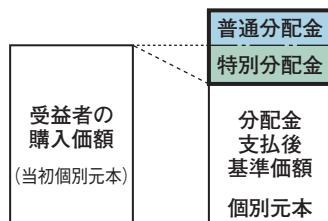


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

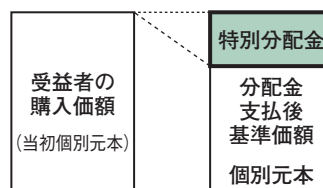
- ◆受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※特別分配金は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、特別分配金部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



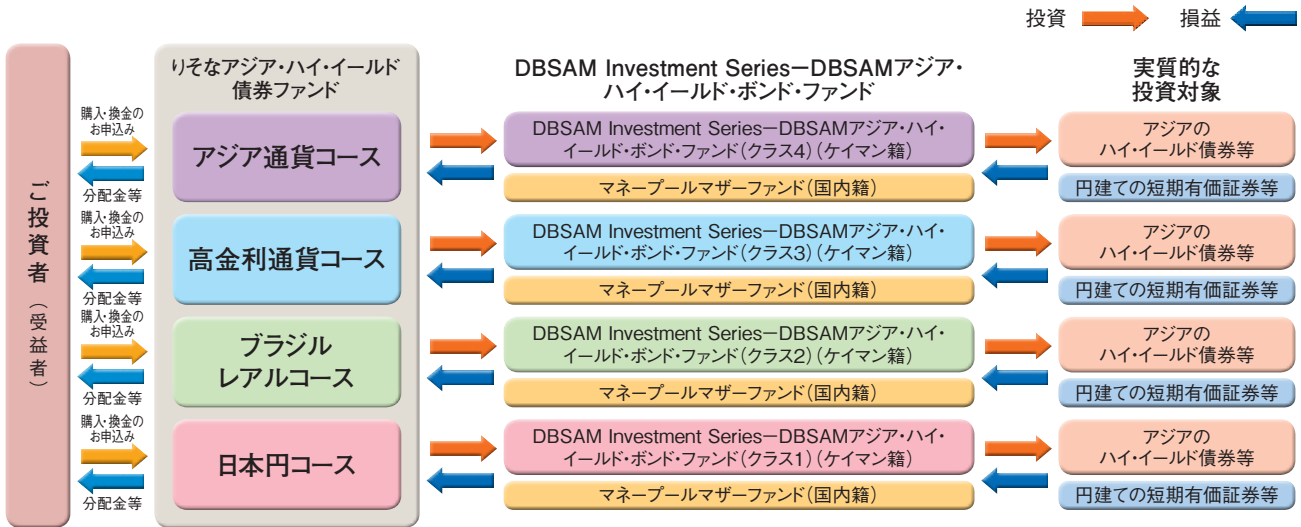
普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。

ファンドの仕組み

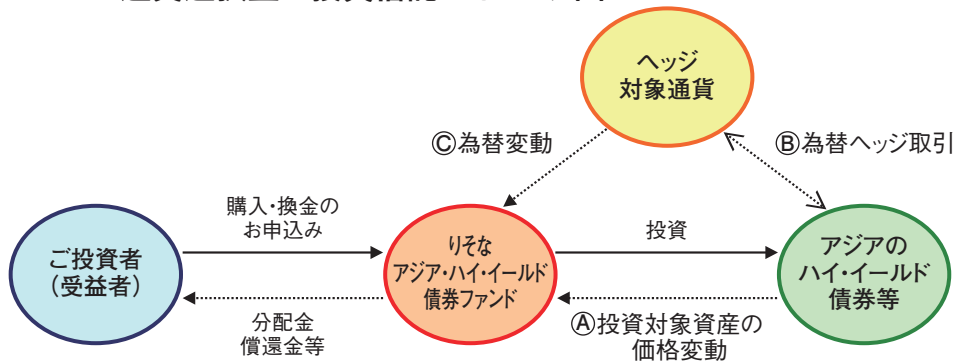
各ファンドは、「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託(ファンド)を組入れることにより運用を行います。



通貨選択型ファンドの収益のイメージ

◆通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替ヘッジの対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計された投資信託です。

＜通貨選択型の投資信託のイメージ図＞



◆通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

(A)

(B)

(C)

$$\text{収益の源泉} = \text{アジアのハイ・イールド債券等の利子収入、値上がり/値下がり} + \text{為替ヘッジプレミアム/コスト} + \text{為替差益/差損}$$

収益を得られるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の低下 <p>債券価格の上昇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 <p>ヘッジプレミアムの発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対してヘッジ対象通貨高 <p>為替差益の発生</p>
損失やコストが発生するケース	<ul style="list-style-type: none"> ・金利の上昇 ・発行体の信用状況の悪化 <p>債券価格の下落</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘッジ対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 <p>ヘッジコストの発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円に対してヘッジ対象通貨安 <p>為替差損の発生</p>

主な投資制限

- ◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ◆デリバティブの直接利用は行いません。
- ◆株式への直接投資は行いません。
- ◆同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

追加的記載事項

《主要投資対象の投資信託証券の概要》

名称	<ul style="list-style-type: none"> ■DBSAM Investment Series-DB SAMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス4) ■DBSAM Investment Series-DB SAMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス3) ■DBSAM Investment Series-DB SAMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス2) ■DBSAM Investment Series-DB SAMアジア・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(クラス1) 	
形態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)	
運用の基本方針	①主として、アジア地域の米ドル建てのハイ・イールド債券等に投資します。	
	②原則として米ドル等を以下の通貨で為替ヘッジを行います。	
	アジア・オセアニア	クラス4
	高金利通貨	クラス3
	ブラジルレアル	クラス2
	日本円	クラス1
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ①有価証券の空売りは行いません。 ②純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ③投資信託証券への投資は行いません。 	
決算日	毎年12月31日	
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.83% ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、管理報酬等がかかります。	
申込・解約手数料	ありません。	
投資顧問会社	DBSアセットマネジメント	

※各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

名称	マネープールマザーファンド
形態	国内籍親投資信託
表示通貨	円建て
運用の基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資は、転換社債の転換及び転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行いません。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の公社債等に投資を行い、安定した収益の確保を目指して運用を行います。 ・残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利子等収益の確保をはかり、あわせてコール・ローン等で運用を行うことで流動性の確保をはかります。 ・資金動向、市況動向その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ・投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
設定日	平成23年9月30日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年8月10日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

投資リスク

《基準価額の変動要因》

各ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

各ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、発行体の業績等の悪化や景気動向等による価格変動が大きく、発行体の倒産や債務不履行等が生じるリスクが高いと考えられます。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

なお、各ファンドが投資信託証券を通じて組入れるハイ・イールド債券は、一般に投資適格の債券に比べ、市場規模や取引量が小さく、流動性が低いと考えられます。

◆為替変動リスク

各ファンドでは、投資信託証券を通じて、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、各ファンドへの投資には為替変動リスク(為替変動により外貨建資産の円換算価格が変動するリスク)が伴います。なお、各ファンドの為替変動リスクは以下の通りです。

アジア通貨コース／高金利通貨コース／ブラジルリアルコース

各ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産(以下、投資対象資産といいます。)へ投資し、原則として各ファンドでは対象通貨に対する為替ヘッジ(米ドル等売り／対象通貨買い)を行うため、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動による影響を大きく受けます。また、投資対象資産を対象通貨で完全にヘッジすることができないため、投資対象資産の米ドル等発行通貨の為替変動による影響を受ける場合があります。

なお、対象通貨の金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。

なお、一部の対象通貨については、直物為替先渡取引(NDF)*を利用することにより為替ヘッジを行う場合があります。

NDFの取引価格は、需給や対象通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※直物為替先渡取引(NDF)とは、制度上の規制等がある通貨の為替取引を行う場合等に利用され、決済時に元本部分の受け渡しを行わずに、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

日本円コース

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米ドル建て等の外貨建資産(以下、投資対象資産といいます。)へ投資し、原則として対円で為替ヘッジ(米ドル等売り/円買い)を行い、為替変動リスクの低減を図りますが、完全に為替変動リスクをヘッジできるものではありません。なお、円金利が投資対象資産の発行通貨の金利より低いときには、金利差相当分が為替ヘッジコストとなります。

◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

《その他の留意点》

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

《リスクの管理体制》

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に対する取組方針に基づき、外部委託運用部から独立した部署及び社内委員会において運用に関する各種リスク管理を行います。

運用実績

各ファンドは、平成23年9月30日から運用を開始する予定であり、以下に記載すべき該当事項はありません。

なお、各ファンドにはベンチマークはありません。

基準価額・純資産の推移

分配の推移

主要な資産の状況

年間収益率の推移

※各ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

手続・手数料等

お申込メモ

購入の申込期間	当初申込期間 平成23年9月1日から平成23年9月29日まで 継続申込期間 平成23年9月30日から平成24年11月9日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口当たり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。 ※換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等*その他やむを得ない事情により、有価証券の売却(主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。)や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。
申込不可日	シンガポールの銀行休業日においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで(販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約及び換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成28年8月10日まで(設定日 平成23年9月30日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、またはりそなアジア・ハイ・イールド債券ファンドの全てのファンドの合計残存口数が50億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、毎月10日。(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は平成23年11月10日。
収益分配	毎決算時(年12回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
信託金の限度額	各ファンドについて、1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎年2月、8月の決算時及び償還時に、運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																		
購入時手数料	購入価額に <u>3.675%(税抜3.5%)</u> を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。																	
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> を乗じた額です。																	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																		
運用管理費用 (信託報酬)	各ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率0.9660%(税抜0.92%)</u> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。運用管理費用(信託報酬)の配分は以下の通りです。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>各ファンドの純資産総額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100億円未満の場合</td> <td>年率0.4305% (税抜0.41%)</td> <td>年率0.5040% (税抜0.48%)</td> <td rowspan="4">年率0.0315% (税抜0.03%)</td> </tr> <tr> <td>100億円以上 200億円未満の場合</td> <td>年率0.3885% (税抜0.37%)</td> <td>年率0.5460% (税抜0.52%)</td> </tr> <tr> <td>200億円以上 300億円未満の場合</td> <td>年率0.3570% (税抜0.34%)</td> <td>年率0.5775% (税抜0.55%)</td> </tr> <tr> <td>300億円以上の場合</td> <td>年率0.3255% (税抜0.31%)</td> <td>年率0.6090% (税抜0.58%)</td> </tr> </tbody> </table>	各ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	100億円未満の場合	年率0.4305% (税抜0.41%)	年率0.5040% (税抜0.48%)	年率0.0315% (税抜0.03%)	100億円以上 200億円未満の場合	年率0.3885% (税抜0.37%)	年率0.5460% (税抜0.52%)	200億円以上 300億円未満の場合	年率0.3570% (税抜0.34%)	年率0.5775% (税抜0.55%)	300億円以上の場合	年率0.3255% (税抜0.31%)	年率0.6090% (税抜0.58%)
	各ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社														
	100億円未満の場合	年率0.4305% (税抜0.41%)	年率0.5040% (税抜0.48%)	年率0.0315% (税抜0.03%)														
	100億円以上 200億円未満の場合	年率0.3885% (税抜0.37%)	年率0.5460% (税抜0.52%)															
200億円以上 300億円未満の場合	年率0.3570% (税抜0.34%)	年率0.5775% (税抜0.55%)																
300億円以上の場合	年率0.3255% (税抜0.31%)	年率0.6090% (税抜0.58%)																
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	<u>年率0.83%</u> ※上記のほか、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)、管理報酬等がかかります。																	
実質的な運用管理費用(信託報酬)	各ファンドの純資産総額に対して <u>概ね1.7960%(税込・年率)程度</u> となります。 ※各ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.9660%(税抜0.92%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.83%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、各ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。																	
その他の費用・手数料	<p>◆監査報酬 各ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.0021%(税抜0.0020%))を乗じた額とします。但し、実際の費用額(年間26.25万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。</p> <p>◆その他の費用(*)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・売買委託手数料に対する消費税等相当額 ・コール取引等に要する費用 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 ・受託会社の立替えた立替金の利息 等 <p>(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>																	

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成23年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

